

中学校社会科における法教育の内容構成のあり方 —静岡大学附属島田中学校の連携に基づく授業研究の取り組み—

静岡大学教育学部 磯山 恭子

静岡大学教育学部附属島田中学校 金原 正高

静岡大学大学院教育学研究科 高橋 恒明

1. はじめに

本発表の目的は、静岡大学附属島田中学校の連携に基づく授業研究の取り組みを紹介することを通じて、中学校社会科における法教育の内容構成のより望ましいあり方を考えるために必要な視点を明らかにすることである。現在、附属島田中学校では、法教育研究会によって刊行された『はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して—』⁽¹⁾を一つの手がかりとしながら、社会科公民的分野において、様々な側面からの連携を模索つつ、法教育の授業研究を行なっているところである。

法教育とは、従来の日本の学校教育において社会科を中心として試みられてきた憲法教育に基づく法の教育のみを指すものではない。法教育は、子どもたちに、憲法、民法、刑法や法制度にとどまることなく、法の理念や、法の根底にある価値といった広い意味での法に対する市民として必要な意識や能力を育てようとするものである。

このことを踏まえながら、本発表では、まず、附属島田中学校において取り組んでいる社会科公民的分野の法教育の授業研究を概観する。次に、ルールづくりに関する学習として、新たに教材を開発し、実践した法教育の授業の事例を紹介する。さらに、憲法に関する学習として、『はじめての法教育』に提示された教材を追試し、実践した法教育の授業の事例を紹介する。

2. 法教育の授業研究の方向性

『はじめての法教育』によれば、中学校学習指導要領に基づき、中学校社会科公民的分野の法教育は、次の四つの領域に位置づけられる⁽²⁾。

すなわち、「ルールづくり」「私法と消費者保護」「憲法の意義」「司法」である。

「ルールづくり」では、ルールが生まれる必然性、「私法と消費者保護」では、個人と個人の法的な関係、「憲法の意義」では、個人と国家の法的な関係、「司法」では、法による紛争解決を、それぞれ中核としながら授業を構成するとされている。

表 静岡大学附属島田中学校3年（公民的分野）年間指導計画

期	月	学習内容	時	備考（法教育関連）
1 学期	5 月	第1章 現代生活とわたしたちの生活	8	
	6 月	第2章 人間の尊重と日本国憲法	14	(1) イ：個人と社会生活 (社会的生活とルール) (3) ア：人間の尊重と日本国憲法の基本原則 (憲法)
		①個人と社会生活(2)		
		②人権と日本国憲法(4)		
7 月	③人権と共生社会(8)			
2 学期	9 月	第3章 現代の民主政治と社会	17	(3) イ：民主政治と政治参加 (司法)
		①現代の民主政治(2)		
		②国の政治のしくみ(7)		
	10 月	③地方の政治と自治(5)		
		第4章 わたしたちの暮らしと経済	14	(2) イ：国民生活と福祉 (消費者の保護)
①わたしたちの生活と経済(5)				
11 月	②市場経済と金融(4)			
12 月	③国民生活と福祉(5)			
3 学期	12 月	第5章 地球社会とわたしたち	13	
	1 月	①国際問題と地球市民(7)		
		②国際社会と世界平和(6)		

附属島田中学校では、この『はじめての法教育』に提示された枠組みを利用しながら、別表の年間指導計画に基づき、法教育の授業を行うことにした。単元の配列は、東京書籍によって発行されている教科書を踏まえながら、「ルールづくり」「憲法の意義」「司法」「私法と消費者保護」とした。

具体的な法教育の内容構成は、以下の通りである。

(1) ルールづくり

2005年5月下旬から6月中旬にかけて、附属島田中学校の3年A～C組の生徒119名を対象に、ルールづくりに関する学習として、単元「個人と社会生活」の授業を行なった。本単元では、『はじめての法教育』に提示された教材を踏まえながら、新たな教材を開発した。具体的には、本単元は、第1時「サバイバルゲームをやろう」、第2時「トラブルを解消しよう」、第3時「責任について考えよう」の全3時間の授業で構成されるものである。

さらに、2005年7月中旬に、掛川市立城東中学校の3年生の生徒を対象に、同様の単元の授業を行なった。

(2) 憲法の意義

2005年6月に、附属島田中学校の3年A～C組の生徒119名を対象に、憲法の意義に関する学習として、単元「憲法の意義」の授業を行なった。本単元では、『はじめての法教育』に提示された教材を、単元の指導計画に従い、追試を行なった⁽³⁾。具体的には、本単元は、第1時「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」、第2時「みんなできめるべきこと、みんなで決めてはならないこと」、第3時「憲法とは何か」の全3時間の授業で構成されるものである。その際、第3時については、日本国憲法の前文・各章の構成を考え、概観することを授業目標として設定し、新たな教材を開発した。

(3) 司法

2005年10月下旬に、附属島田中学校の3年B組の生徒39名を対象に、司法に関する学習として、単元「人権の尊重と裁判所」の授業を行なう予定である。本単元では、『はじめての法教育』に提示された教材を、単元の指導計画に従い、追試を行なう予定である⁽⁴⁾。本単元は、第1時「調停者になろう」、第2時「当事者の主張を聞いて判断してみ

よう」，第3時「民事裁判との比較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」の全3時間の授業で構成されるものである。その際，第1時については，調停者に求められる態度を形成することを授業目標として設定し，新たな教材を開発する予定である。

(4) 私法と消費者保護

2005年11月上旬に，附属島田中学校の3年B組の生徒39名を対象に，私法と消費者保護に関する学習として，単元「国民生活と福祉」の授業を行なう予定である。本単元では，『はじめての法教育』に提示された教材を踏まえながら，新たな教材を開発する予定である。本単元は，全3時間の授業で構成されるものである。

3. 連携に基づく法教育の授業研究の展開

学校教育として法教育を効果的に行なうためには，連携に基づく授業研究は，とりわけ重要であると考えられている。具体的には，主として四つの連携が求められるだろう。

すなわち，第一に，法律専門家との交流を行うことである。第二に，学校管理者から強力な支援を得ることである。第三に，教員養成として法教育を位置づけることである。そして，第四に，法教育の内容に関して継続的，組織的に扱うことである。

附属島田中学校では，これら四つの連携を視野に入れながら，法教育の授業研究を行なうことを目指している。

例えば，先に述べたルールづくりに関する学習では，第3時「責任について考えよう」の授業実践を踏まえ，法律専門家，中学校教員，高等学校教員，大学教員，教職を志す大学院生といった様々な立場から意見を交換し，有意義な授業研究を行なうことができた。さらに，これらの意見を踏まえつつ，地域の学校現場に還元できる授業づくりを視野に入れながら，掛川市立城東中学校において，同様の単元の授業の追試を行なうことができた。

4. まとめにかえて

ここまで，現在，附属島田中学校において取り組んでいる社会科公民的分野の法教育の授業研究の概略を説明してきた。

社会の変化を受けて，教育現場である学校の中で，法教育の授業を具体的にどのように構成し，実践することが望ましいかということが，今後ますます，活発に議論されることになるだろう。

その際、法教育の授業目標として、単に、法制度を理解するために必要な法的な知識を伝達することだけを目指すのではなく、市民として主体的に法を考え、法に参加する資質を育成することを目指す必要がある。このような目標観を生かしながら、法教育の授業を定型化させることなく、ダイナミックに展開することが求められる。

このようなより望ましい法教育の授業の展開を実現するために、より良い連携が可能となるシステムを構築する必要があると考える。

【注】

- (1) 法教育研究会『はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して—』ぎょうせい、2005年3月、全155頁。
- (2) 同書、pp. 16-19.
- (3) 同書、pp. 98-111.
- (4) 同書、pp. 112-131. なお、本校では、2004年12月に、同様の単元の授業を行なっている。詳しくは、江口勇治研究代表『中・高等学校における法および司法の教育に関する比較研究』平成14～16年度科学研究費補助金研究成果報告書、2005年3月、pp. 72-110. に掲載された論文を参照されたい。

〈実践報告〉

『ルールづくり～個人と社会生活への取り組み～』を实践して

静岡大学大学院教育学研究科
高橋恒明

1. 『個人と社会生活への取り組み』の単元を通して

(1) 単元の取り扱い

学習指導要領では、この単元の目標は「家族や地域社会などの機能を扱い、人間は本来社会的存在であることを着目させ、個人と社会の関わりについて考えさせる。その際、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取り決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任に気付かせる。」である。

本単元では、単元の目標である「人間は本来社会的な存在であることに着目させ、個人と社会のかかわりについて考えさせる」「社会生活における取り決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任に気付かせる」、特に学習指導要領に書かれる内容の取り扱いの中の「個人が結びついて社会が生まれ、社会生活が営まれていることを理解させる」「社会生活を円滑にするためにお互いの合意に基づいてルールが作られていることなど、日常の具体的な事例を取り上げて考えさせる」をもとに3時間の授業を構成した。

本単元では、第1時に互いの合意によってルールを作り出し、また、話し合いによりルールを変更できることを知ることを目標に授業を構成した。第2時では、日常起こりうるトラブルについて、状況を整理し、段階を追うことによって解決をしていくことを中心に授業を構成した。第3時では、社会生活において、個人には様々な責任があり、その責任を果たしていくことが、社会生活を円滑に動かしていく行くことであることに気づかせるよう授業を構成した。

本単元を構成するのにあたり、アメリカの公民教育センター (Center for Civic Education) の開発した『私たちと法 (Foundations of Democracy)』の4つの単元、「権威」「プライバシー」「責任」「正義」を参考にしながら単元開発を行った。先に述べた本単元の目標である「個人と社会のかかわりを知る」「社会における取り決めの重要性を知る」「取り決めに守る重要性をしる」「取り決めに守ることの意義及び個人の責任を知る」という目標を達成するために、公民教育センターの開発した「法教育 (Law-Related Education)」の単元は有効に活用できるものであると考えた。

(2) 指導計画

第1時	第2時	第3時
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">法をつくる</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールを作ろう ・ルールを変更しよう ・リーダーを作ろう 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">法をつかう</div> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル解消のスキルを身につけよう。 ・問題の本質を見つけよう ・ルールを変えていこう 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">法を考える</div> <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りにある様々な責任を知ろう。 ・責任の重要性を考えよう。

2. 授業の目標

第1時 サバイバルゲームをやる

シミュレーション活動を通して、その問題に直面したときに、小集団の話し合いによって解決方法や対応の仕方を考え、ルールづくりやルール違反があったときの対応の仕方を身につける。また、状況により民主的な話し合いによって、ルールを変えることができることを知る。

第2時 トラブルを解消しよう

日常起こりうるトラブルを想定し、そのトラブルを解決するための方法を小集団で話し合うことによって、トラブルに出会ったときの対応の仕方（スキル）を身につける。

第3時 責任について考えよう

私たちの周りには、「〇〇しなければならない」「××してはならない」という責任がたくさんある。日常生活の中での責任の重要性を認識させ、責任を果たすことにより、集団生活が維持されていくことを理解する。

3. 授業構成

①第1時 サバイバルゲームをやろう

本授業では、シミュレーション活動を通して、集団の中にはルールが生まれ、状況によっては新たなルールが作られることを意図して授業を展開した。

船の遭難により、無人島にたどり着いた6名（内1人が赤ちゃん）が、「全員が生き残るためのルールづくりをしよう」というところから、シミュレーションが始まる。最初のルールづくりで生徒からは「・けんかをしない・みんなのことを考える・必要以上に使わない・自分勝手に行動しない・何かあったら相談・役割をきめる・ルールを守る・無理をしない・食料配分は守る」等の約束が出された。シミュレーションでは、日にちが進むごとに、水・食料を回収し次第に生徒たちが追いつめられるように構成されている。そんな中で「食料が手に入る」「水が盗まれる」という事件が起こる。「食料が手に入る」ことについては、「配分的正義」という考えを利用しながら、全員で配分していくという動きが自然と出てくる。「水が盗まれる」といった事件については、生徒たちに役割分担にしたがって、それぞれの立場を主張をさせるように仕向けることにより、「罪を追求していく」立場と「道義的立場から罪を許す」立場の意見対立をさせ、ルール変更やルールの追加といった考えを実体験させた。

②第2時 トラブルを解消しよう

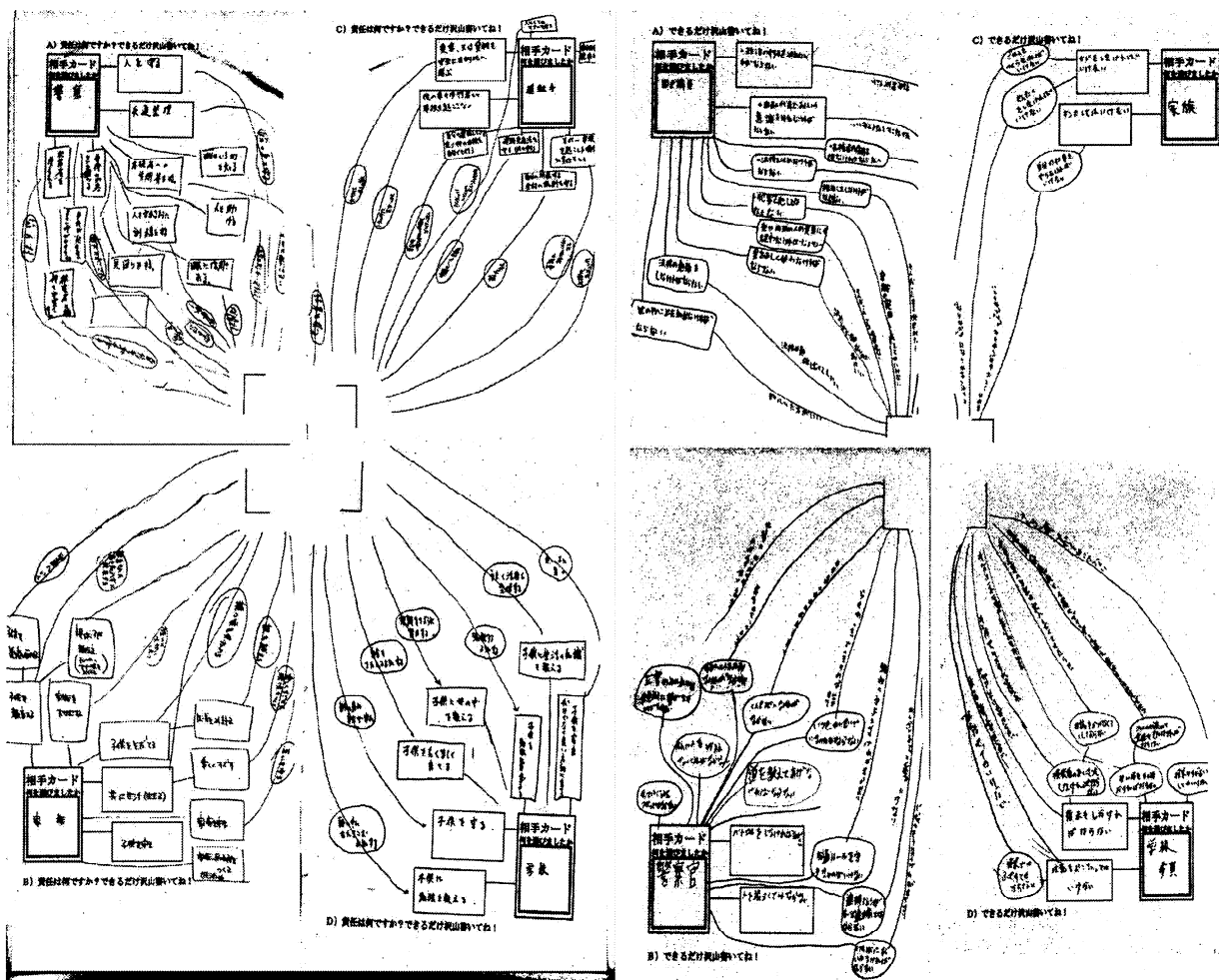
第2時の「トラブルを解消しよう」は、日常起こりうるトラブルに見舞われたとき、どのような手段を使ってトラブルを解消していくか、を課題に授業を設定した。

修学旅行の時に、ある理由によりルール違反をしたことに対して、修学旅行の実行委員としてクラスに説明責任を求められる。説明をするためには、手順をおって説明しなければならないことを示唆し、「どのような手順を踏めば、クラス全員が納得するか」を考えさせた。手順を追うことによって、生徒たちはこの事件について整理し、説明を効果的に行うことができることに気がついていった。

③第3時 責任について考えよう

第3時では「〇〇しなければならない」「××してはならない」ということを考えさせることにより、自分たちの周りには様々な責任があることを理解させることを目標として授業を構成した。

まず、生徒たちには「〇〇しなければならない」「××してはならない」場面を日常生活の中から出させた。そうした中で、様々な職業の中から1つの職業を選び、その職業の「〇〈しなければならない」「××してはならない」ということをワークシートにイメージマップ式に書かせた。その後小集団になり、4つのワークシートをあわせ、中央から「相手の「〇〈しなければならない」「××してはならない」ことに対して、「自分の〇〈しなければならない」「××してはならない」ことを記入しよう」として、自分の周りからも沢山の責任がでていることを体感させた。(下図)



第1時 サバイバルゲームをやる

選	○教師の動き・予想される生徒の反応△生徒の学習活動	●留意点 ☆評価
つ か む	<p>○ゲームの説明</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>今日は、サバイバルゲームをやります。このゲームは、あなた達にゲームの主人公になってもらい、集団で話し合いながら生き残るゲームです。</p> </div>	
発 展 す る	<p>○状況の説明、役割分担をする。</p> <p>○状況1の説明</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全員で生き残るために、生き残るためのルールづくりをしましょう。</p> </div>	<p>●小集団をつくる。</p>
	<p>△ワークシートへの記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールを作ろう。 ・リーダーを作ろう。 ・食料をどんな形で分配しようか？ <p>それぞれの班で話し合った内容を発表する。</p> <p>○状況2、3の説明 話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールを変えていこう。 ・新たなルールを作ろう。 <p>○状況4の説明</p> <p>○状況5の説明</p>	<p>●ホワイトボードに決めたこと行動を書く。 ☆集団があればルールが生まれることを体感する。</p> <p>☆ルールは民主的な話し合いにより変更することが可能であることを体感する。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>絶対に許せない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罰則を与えるべきである。 ・みんなの命を奪うことにつながる。絶対に許すべきではない。 ・ルールは絶対に変えるべきではない。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>許してやるべきであらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況ではしょうがないではないか ・幼い子供を守るためには仕方がない行為ではないか。 ・ルールも変えていくべきである。 </div> </div>	<p>●状況2～4は簡単に流すようにする。</p> <p>●状況5を進めるために、立場を決める。 それぞれの立場の生徒を呼び、指示を出す。</p>
	<p>○状況6の説明</p> <p>○状況7 振り返りをする。</p> <p>○どんなことが分かったか、ルールづくりをということを中心に考えていこう。</p> <p>○各班ごと、ルールという面からこの授業で分かったことを発表しよう。</p>	<p>●状況6も簡単に流す。</p>
ま と め	<p>ルールづくりについて説明する。</p>	<p>☆集団生活にはルールが必要である、ルールはみんなの合意の元に作られていることに気づくか。</p>

第3時 責任について考えよう。

進	○教師の動き・予想される生徒の反応△生徒の学習活動	●留意点 ☆評価				
つ か む	<p>○「〇〇しなければならない」「××してはならない」という場面を思い出してみよう。</p> <p>・勉強しなければならない。 ・学校へ来なくてはならない。</p>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○今日は「〇〇しなければならない」「××してはならない」ということについて考えます。</p> </div>					
発 展 す る	<p>○今から相手カードを配ります。カードの中身を確認してください。</p> <p>・警察官・教師・運転手・家族・農家・学級委員・国会 ・マスコミ関係者・商店</p> <p>○相手カードの中から一つ選びましょう。</p>	<p>●小集団をつくる。</p> <p>●カードの配布</p>				
	<p>選んだカードの人たちの「〇〇しなければならない」「××してはならない」ことにはどんなことがありますか。ワークシートに記入しましょう。</p> <p>警察官：治安を守る 交通を守る 犯罪を防ぐ 犯人を逮捕する 教師：勉強を教える ルールを教える 学校を管理する 運転手：安全に人を運ぶ 時間を守る 家族：安心した生活を送れる 食事をつくる 団らんをする 学級委員：学級をまとめる 学級の議題を考える 国会議員：法律を決める 予算をおろす 外国とのつきあいをする 農家：安全な作物を作る。おいしい農作物をつくる マスコミ関係者：正しいニュースを流す 楽しませる 教養を与える 商店：安心した商品を守る 商品をわたす</p> <p>○わたしが絵の人たちに対して「〇〇しなければならない」「××してはならない」ことを記入しよう。</p> <p>警察官：約束を守る 法を守る 犯罪を犯さない 教師：教えられたことを学ぶ ルールを守る 落書きやいたづらをしない 運転手：飛び込み乗車をしない 駅で騒がない 家族：家族のルールを守る 手伝いをする ゲームばかりやらない 農家：安全な作物を選ぶ 安全であるか調査する 学級委員：学級のルールを守る 議題を提案する 国会議員：正しく行われているか調査する 選挙を行う 税金を納める マスコミ関係者：正しい報道かチェックする 番組を選ぶ 商店：安心した商品を選ぶ 安い商品を選ぶ</p> <p>○この関係図を見て気がつくことをあげてみよう。</p> <p>・自分のまわりには「〇〇しなければならない」「××してはならない」ということがたくさんある。</p> <p>・相手もあるけど、自分にもたくさんある。</p> <p>・自分がやらなければならないことがたくさんある。</p>	<p>●ワークシート1の配布</p> <p>●自由に話をしながら、やらなければならないことを記入していく。</p> <p>●4つあわせ、わたしとの関係図をつくる。</p> <table border="1" data-bbox="1129 1339 1225 1413"> <tr> <td>A</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>D</td> </tr> </table> <p>となるようにワークシートを貼り付ける。</p> <p>●テープで貼り付ける</p> <p>●カガミを真ん中におき、自分たちが映っていることを確認する。</p>	A	C	B	D
A	C					
B	D					
ま と め	<p>○この関係図は何を表しているか考えてみよう。</p> <p>・自分の責任について表している。</p> <p>○この授業を通して、どんなことが分かりましたか。ワークシートに記入。</p>	<p>☆私たちの周りには様々な責任があることがわかる。</p>				

4. 授業終了後の生徒の感想

— 第1時終了後の感想 —

◎こういう追いつめられた環境の場合、ルールにそぐわない自分勝手な行動一つが集団の命取りになってしまうことがある。大澄さんのケースも本当は許すまじ行いだ。そしてルールは全員の合意のもとで決められるものだと思う。

◎食料のこととなると、みんな真剣に考えるし、自分勝手なことをすると怒ったりした。ルールを基準としてその問題は解決して良かった。基準がないと何事も話し合いだけでは解決できないと思った。

◎自分勝手な行動はいけない。何かあったらそれは話し合いで、相手が納得するまで話し合わなければいけない。ルールは何かがあっても良いようにしっかり作り、又必要になったら付け足さなければならぬ。

こうした感想を見ると、ルールが大切なことであり、ルールを守ることが、集団生活を維持していくことにつながる、ということが生徒の中に芽生えたと考える。しかし、最初のルールにとらわれることが強く、ルールは変更できるといった考えには結びつかないことが分かった。

— 第2時 授業後の感想 —

◎いつもは結果を重視する話し合いが多いけど、今日はその途中（過程）を大切にする話し合いでした。その過程を考えるにあたって、厳しいかもしれないけど、みんなで決めたことをしっかりと頭に置いて決定を下すことが大切であると思います。みんなで決めた約束ごとルールはきちんと守る。そして、正しい判断をできるようにしたいです。

◎話し合いや人に説明する時に何が原因でどうしてそうなったのかという過程をもらさずに流れを追っていくことがよいことだと思った。約束は小さいことでも決められたことだから、それをやぶると信用をなくすし、大きくなると法律も関わってくるから守るべきものだと思った。

生徒たちは、効果的な問題解決を図る手段を学ぶことにより、決められたルールをどのように活用していくか、どのように手順で変えていくかを学ぶことができたのではないかと思われる。

— 第3時 終了後の感想 —

◎何か行動するときには、必ず責任というのとはついてくるのではないかと思います。道路を歩くとき、学校で生活するとき、家でも、お風呂をそうじしたり、食器を洗ったりと、行動できるということの裏側には必ず責任というものとはついてくるのではないかと思います。また、責任というのには大きさも種類もいろいろあると思います。

◎問題が起きたとき、しっかりと解決する時、考える元になるのが責任だと思います。責任を負わなかったら、謝罪もしなければならぬもの。生活していく上でなくてはならないもの。人々が気持ちよく生活する上でのしなくてはならないまたはしてはならないというのが責任だと思います。

生徒たちは、「〇〇しなければならない」「××してはならない」ということが、責任である、ということに気付き、自分が責任を果たしていくことが、集団を維持し、人間関係を円滑に運営することができることに気がついた。

5. 成果と課題

3時間の授業を通して、生徒は以下のような感想を寄せた。

◎物事についていつもとは違った観点で見つめることができました。特に、ルールと責任について詳しく知ることができました。

◎この3時間で「ルール」「責任」というテーマで勉強してきました。いざということがおこった時、ルールを基準として「良い」「間違っている」を決めたり、責任を負わせなければならないなど、生活のなかでおこることを授業でちゃんと考えることができました。

◎生活していく上で、ルールや決まりが必ずあるということが分かった。問題が起きた時には、1人のせいでみんなに迷惑がかかるから気をつけたい。そして、人には責任があるから、任されたことはきちんとやりたい。

◎ルールを守らなくてはいけない。自分勝手な行動をしてはいけない。誰でも、責任がある。このようなことを改めて考えることができ、ルールを守らなかったり、自分勝手な行動をとったり、責任を果たさないと、他の人に迷惑がかかることになるので、全部大事だと思った。

資料6

この単元について、授業前と終了後に簡単なアンケート調査を行い、生徒の法に関する意識の変容をとらえようとした。以下にその結果を掲載する。

質 問 項 目	授業前		授業後	
	そ う 思 う	そ う 思 わ ない	そ う 思 う	そ う 思 わ ない
1, ルールはどんな場面でも守らなければならない	17	15	24	7
2, どんな小さな集団(家族)でもルールは存在する	29	2	32	0
3, みんなの話し合いによって、リーダーは決定される	27	5	26	6
4, 様々な問題は話し合いによって必ず解決できる	11	21	15	17
5, 様々な問題はどんな手段を用いても解決すればいい	8	24	13	19
6, 法にしたがって生活している	24	8	25	7
7, 責任は必ず果たさなければならないのもである	26	6	31	1
8, 生活の中で、自分には責任があることを実感している	17	15	28	4

アンケート調査の結果、回答によれば、生徒たちの意識に大きな変化があったことがうかがえる。アンケートの1番、2番、7番、8番を見ると、生徒たちはこの単元を通して、ルールの大切さや責任の所在をつかむことができたかと判断できる。

この3時間の授業の中で、生徒たちはルールや決まりについて、様々な側面から眺めることができたのではないかと考える。自分たちが生活していく中には、ルールが存在し、ルールやマナーを守っていくことが、大切であることに気付いたと判断できる。この授業をきっかけとし、次時の単元である「憲法」の単元にスムーズに入っていけるものと考えられる。

本単元を通じて、次の二点の成果があったと考える。まず第一に、生徒たちにとって、普段はあまり意識していないルールや法の大切さを学ぶ大切な機会になったことである。第二に、生徒が実社会を生きていくスキルを身につける機会になったことである。しかし、課題も残されている。本単元では、社会で生きていく技能の一場面をとらえただけである。今後も継続的な取り組みをしていかなければならないが、公民的分野の85時間の中で、法教育をどのように位置づけ、どのような取り組みをしていけば、生徒に法的概念や生きる力を学ばせることができるかが、今後の検討課題であると考えられる。

< 実践報告 >

「『はじめての法教育』第3「憲法の意義」単元の指導計画」

を実践してみた（『はじめての法教育』p98~111）

静岡大学教育学部附属島田中学校

金原 正高

1. 実践する上での指導計画のとらえ

小単元「憲法の意義」（3時間）の構成

第一時「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」

第二時「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」

第三時「憲法とは何か」

この単元を実践するにあたって、第一時と第二時の内容は法教育研究会が作成した「はじめての法教育」の指導計画に基づき、本校の生徒の実態を考慮し、多少のアレンジを入れながら実践した。第三時はそれまでの2時間の学習内容の成果を生かすとともに、学習してきたことをまとめる時間と位置づけ、「憲法の構成を読み取る図解」という学習活動を取り入れて試行的な実践を行った。

2. 実践をふりかえって（「はじめての法教育」p100～）

① 第一時「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」（追試＋試行）

第一時の授業では、「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」というテーマのもと、国の政治の在り方を決定する主体は誰か、ということについて事例を取り上げて考察した。「ある特定の人」だけが、政治の在り方を決めた場合の問題点を考えた上で、それらの問題が起こらないようにするためにはどうすればよいかを考えた。そして、政治の在り方を、みんなで決めることが民主主義の基本であることを学ぶことをねらいとしていた。

この授業は作成された指導計画を追試することを基本としたが、「ある特定の人」による政治の問題点をよりとらえやすくするために、歴史上の3人の人

物（ルイ14世、伊藤博文、東条英機）が行ったことを具体的に説明したカードを使って検討させた。具体的に考える材料があったため、生徒たちは資料から「ある特定の人」による政治の問題点を読み取ることができた。

授業の中で次のような生徒の意見があげられた。

-
- ・絶対王政では国民の意見が生かされない。
 - ・軍需品の生産のために、国民は重税に苦しみ、重労働に喘いでいる。
 - ・対外的な戦争が繰り返されていて、国民は疲弊し、命まで失っている。
-

「ある特定の人」だけが政治の在り方を決めた場合の問題点を考え、その上で問題が起こらないようにするためにはどうすればよいのかを考えることは十分にでき、この授業のねらいを達成することができた。

しかし、具体的な人物に関わる資料の読み取りに時間がかかり、「国民主権」と「民主主義」の重要性をおさえるところまではできたが、指導計画の『まとめ』の段階に示された「民主主義を支える考え方」のところ、この時間の中で扱えずに終わってしまった。もし、「ある特定の人」について具体的に扱わずに、指導計画どおり実践をし、時間がある程度確保できたとして、民主主義を支える考え方を問うたとき、指導計画の『まとめ』の段階に示された「個人の尊重」や「議論の必要性」、「みんなで決めることの意味」まで、生徒の意見を拾いつつ、おさえ、まとめることができたか不安が残った。

② 第二時「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」

（追試）

第二時の授業では、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」というテーマのもと、クラスが集団として決定を行う事例を取り上げ、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」とは何かを考え、その上で国の政治ではどのように考えればよいかを追究することをねらいとしていた。

多数決という決定方法について、まず「クラス内」での出来事から考え始めたので、生徒たちは大変意欲的に取り組むことができた。しかし、指導計画の

中に取り上げられた発問が、「展開」の部分から「まとめ」の部分にかけて7つあった。実践する上で、指導計画のねらいを十分におさえきれず、発問に軽重をかけずに実践してしまったため、一時間の授業（50分）の中でまとめることができなかった。

③ 第三時「憲法とは何か」（試行）※授業案別紙参照

この第三時の授業では、「憲法とは何か」というテーマのもと、憲法は、第一時で学習した「みんなで決める仕組み」に関すること（＝統治機構）と、第二時で学習した「みんなで決めてよいこと、いけないこと」に関すること（＝基本的人権の尊重）を定めたものであることについて学習することをねらいとしていた。

ここでは先にも述べたように、それまでの2時間の学習内容の成果を生かすとともに、学習してきたことを確認・まとめる時間と位置づけ、「憲法の構成を読み取る図解」という学習活動を取り入れて実践を行った。つまり、第一時・第二時の2時間で学習した憲法の基礎的・基本的な内容の理解を、憲法の構成を読み取る学習活動を行うことで確認するとともに、憲法の構造的な理解を高めることができないかと考えた。また、憲法の各章・大まかな内容をカードによって目を通すことが活動上、全員の生徒が行うため、我が国の憲法を大観することもできると考えた。

実際、生徒が学習に使用したカード次のようなものである。

第2章 戦争の放棄

第9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

このような学習活動を取り入れて行った授業後の生徒のふりかえりでは次のような記述が見られた。

—— 日本国憲法の構成図をつくってわかったこと ——

- ・ 人権の尊重と国民主権，平和主義の三原則が基盤となって日本国憲法が成り立っていることがわかった。
- ・ すべての権力が集中しないように，バランスよく憲法が定められている。
- ・ 国民が中心となり，国民が政治に関われるような憲法になっている。
- ・ 憲法に国民の権利がしっかりと位置づけられている。
- ・ 国民主権の大原則の下に構成されていると感じた。憲法はそう簡単には変えられないこともわかった。
- ・ 今まで憲法について考えたこともなかったので，わからないこともたくさんありましたが，最近のニュースで話題になっていることが少しですがわかるようになりました。

前時までの2時間の授業で，国民主権や民主主義，憲法の三原則などの基礎的・基本的な内容については確認したが，やはり何人かの生徒は第3時の憲法の構成を読み取る学習で，既習事項をふまえた作業ができなかった。このような生徒にとって，憲法の構造を確認しながら，重要なポイントを再確認でき，そして「憲法とはどのようなものなのか」という問いに対する自分なりの回答をもてた点など，いくつかの成果があった。

しかし，国語の説明文などで，段落の構成を読み取るような学習がある程度されているだろうと考えた上での実践であったが，授業者が考えていたレベルで構成の読み取りができないグループがあり，今回の学習活動への動機付けの意味も含めて，導入の段階の工夫・改善が必要であると感じた。

今回，法教育研究会によって作成された指導計画に基づき，多少の試行的な取り組みも交えて授業実践を行いました。今後もこの指導計画に基づく授業が多くの学校で実践され，その報告に基づいて，指導計画がよりよいものに改善され，法教育の実践が広がっていくことが重要であると感じました。

[公民的分野：(3)現代の民主政治とこれからの社会 7人間の尊重と日本国憲法の基本的原則]

【第3時】

- ①教材名 「憲法とは何か」
 ②目 標 憲法の前文・各章の構成を考えることによって、日本国憲法は基本的人権の尊重、国民主権、平和主義（三大原則）と、三権分立を基本とする政治の仕組み（統治機構）を定める構成になっているなど、日本国憲法を概観することができる。

	生徒の学習活動	備 考
導 入	<p>①実際の日本国憲法を見て、基本的な構内容について確認する。</p> <p>S:前文を頭に、11の章でつくられている。 S:第2章「戦争の放棄」の部分が最近、新聞やニュースで話題になっている。</p>	[全体]
展 開	<p>②日本国憲法はどのような構成になっているのか、構成図を考える。 (前文と章ごとのカード12枚の配列を図解してみることによって、日本国憲法の構成とその意義、大まかな内容をとらえる)</p> <p>[グループ] S:前文は当然、一番頭に位置するはずだ。 S:1時間目に学習した国の政治の在り方は、みんなで決めようということだから、「④国会」は中心にくるはずだ。 S:2時間目に学習したように、国民によって選ばれた代表者といえども、みんなで多数決によって決めてはならない基本的人権にかかわることがあるから、「④国会」よりも「③国民の権利び義務」の方が上位に位置づけるべきではないだろうか。 S:民主主義の考えを実行していくための制度として、三権を別々のところが担当するという小中学校で学習した。中心に位置づけた「④国会」の横並びの位置に「⑤内閣」「⑥司法」を置くべきだ。</p> <p>[全体] (いくつかのグループから構成図をあげながら、そのように考えた理由を説明させながら、これまで学習してきたことを確認する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民主主義」とは？ ・憲法の三大原則とは？ ・「個人の尊厳」＝「基本的人権の尊重」とは？ ・国の政治のあり方をみんなで決めることとは？(→三権分立) ○立法権、○行政権、○司法権 ・日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義（三大原則）と、三権分立を基本とする政治の仕組み（統治機構）とを定める構成になっている。 	<p>[グループ→全体] 国語の説明文の学習などで、段落の構成を考えることを行っているので、イメージをつかませる。</p> <p>《構成を図解する学習の進め方》 ※4人の小グループで行う。 ①前文を含めて11の章のカードを配布。 ②カードの内容を全体で確認し、まずは全員、すべてのカードに目を通させる。 ③それぞれのカードの内容から、憲法の構成をグループで検討する。 (図解をしていく上で必要に応じて各条文を見てもよいとする) ④それぞれのカードがどのような関わりにあるのかがわかるように、線や矢印で結ぶ。</p>
ま と め	<p>③日本国憲法第10章「最高法規」の条文を読み、その概要を確認し、日本国憲法の意義を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。 ・この憲法は、国の最高法規であり、どのような法律も、これに反してはいけない。 	[全体] 教科書の巻末資料にある日本国憲法第97条から99条の条文を読み、その内容を確認する。 条文の概要については、できるだけ簡単な表現を用いる。